

議案第18号

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例（平成15年小田原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加える。

(小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正)

第2条 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成6年小田原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 特定用途 創劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場をいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

駐車場法施行令が一部改正され、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物の用途に共同住宅が追加されることに伴う所要の整備を行うため提案するものであります。